

第5編 (大月都留広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例)

○大月都留広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例

改正 昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号 (昭和 57 年 12 月 8 日条例第 3 号)
平成 11 年 3 月 3 日条例第 1 号 平成 2 年 7 月 31 日条例第 3 号
平成 20 年 6 月 26 日条例第 1 号 平成 19 年 6 月 8 日条例第 4 号
令和 7 年 2 月 19 日条例第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の規定により、別表第 1 に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表 1 のとおりとする。

(支給方法)

第3条 報酬の支給方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬の額が年額によって定められている職員の報酬は、新たに職員になった日の属する月から月割りにより支給し、退職し、失職し、又は死亡したときはその属する月まで月割りにより支給する。
- (2) 報酬の額が月額によって定められている職員の報酬は、毎月支給する。ただし、新たに特別職の職員になった者にはその日から、又は月の途中で退職し、失職し、又は死亡した者にはその日まで、その職務に従事した日数に応じこれを支給する。

(費用弁償の額)

第4条 職員が職務により組合を組織する大月市及び都留市外に公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表 2 に定める額を旅費として支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給については、大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例(昭和 42 年条例第 8 号)を準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 大月都留衛生組合監査委員の報酬並びに組合長、副組合長、及び監査委員、収入役の費用弁償条例(昭和 42 年条例第 3 号)は、廃止する。

附 則(昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合規約の一部を改正する規約(昭和 63 年規約第 1 号)の施行の日から適用する。

附 則(平成 2 年 7 月 31 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、報酬額が年額で定められている別表第 1 の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 3 日条例第 1 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 8 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 19 日条例第 1 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 1 条・第 2 条関係)

職 名		報 酬 額	
監査委員	識見を有する者	年額	18,000円
	議会の議員	年額	12,000円
嘱託職員		月額	200,000円以下
		の範囲内で組合長の定める額	

別表第 2 (第 4 条関係)

区 分	組 合 長 副 組 合	監 査 委 員 公 平 入 員 役	備 考
鉄 道 賃 及 び 船 賃	上級実費	上級実費	
車賃(1キロメートルにつき)	実 費	実 費	
日 当 (1 日 に つ き)	3,300 円	3,000 円	
宿 泊 料 (1 夜 に つ き)	県 内	14,900 円	13,300 円
	県 外	16,500 円	14,800 円
食卓料(1夜につき)	3,300 円	3,000 円	